



平成 30 年 7 月豪雨災害義援金の第 3 次配分について

日本赤十字社広島県支部等に寄せられた義援金の各市町への第 3 次配分額が、第 3 回平成 30 年 7 月広島県豪雨災害義援金配分委員会にて決定されました。

これを受け、本日、第 3 回平成 30 年 7 月呉市豪雨災害義援金配分委員会を開催し、被災者への第 3 次配分額を決定（県の配分額と同額）しましたので、お知らせします。

1 対象区分と配分額

区分	総配分額 (D=A+B+C)	1次 (A)	2次 (B)	3次(今回) (C)
① 死者	2,300,000円	50,000円	1,750,000円	500,000円
② 重傷者	1,150,000円	50,000円	850,000円	250,000円
③ 住居全壊	2,300,000円	50,000円	1,750,000円	500,000円
④ 住居半壊	1,150,000円	50,000円	850,000円	250,000円
⑤ 一部損壊	460,000円	50,000円	310,000円	100,000円

※ 1 人的被害と住居被害の両方を受けた場合は、それぞれ配分します。

※ 2 一部損壊には、床上浸水を含みます。

2 申請手続

既に見舞金や義援金等の申請を行っている方は、改めての申請手続は不要です。

(これまでに申請手続を一切行っていない方のみ申請が必要となります。)

3 受付場所

市役所 3 階（福祉保健課）、各市民センター

4 周知方法

ホームページ等

5 その他

義援金の第 3 次配分の支給は、3 月上旬から順次行う予定です。